

地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
	<p>（会計の原則）</p> <p>第九条 地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供しなければならない。</p> <p>2 地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。</p> <p>3 地方公営企業は、資本取引と損益取引とを明確に区分しなければならない。</p> <p>4 地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明りように表示しなければならない。</p> <p>5 地方公営企業は、その採用する会計処理の基準及び手続を毎事業年度継続して用い、みだりに変更してはならない。</p> <p>6 地方公営企業は、その事業の財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態にそなえて健全な会計処理をしなければならない。</p> <p>（収益の年度所属区分）</p>

第十条 地方公営企業の収益の年度所属は、左に掲げる区分による。

一 主たる収益及び附帯収益については、これを調査決定した日の属する年度。但し、これにより難い場合においては、その原因である事実の存した期間の属する年度

二 資産の貸付料その他これに類するもので前号に掲げるものに属しないものについては、貸付その他収益の発生の原因である事実の存した期間の属する年度

三 前二号以外の収益については、収益の発生の原因である事実の生じた日の属する年度。但し、これにより難い場合においては、その原因である事実を確認した日の属する年度

(費用の年度所属区分)

第十一条 地方公営企業の費用の年度所属は、左に掲げる区分による。

一 支払を伴う費用については、債務の確定した日の属する年度。但し、保険料、賃貸料その他これらに類するものについては、保険、賃借その他支払の発生の原因である事実の存した期間の属する年度

二 減価償却費については、減価償却を行うべき日の属する年度

三 前二号以外の費用については、費用の発生の原因である事実の生じた日の属する年度。但し、これにより難い場合においては、その原因である事実を確認した日の属する年度

(資産等の増減又は異動の年度所属区分)

第十二条 地方公営企業の資産等の増減又は異動の年度所属は、次に掲げ

(資産等の増減又は異動の年度所属区分)

第十二条 地方公営企業の資産等の増減又は異動の年度所属は、左に掲げ

る区分による。

- 一 有形固定資産及び流動資産に属するたな卸資産については、その受入、引渡、振替又は廃棄のあつた日の属する年度
- 二 無形固定資産については、その受入、引渡、償却又は消滅のあつた日の属する年度
- 三 前二号に掲げる資産の増減又は異動に伴う債権又は債務については、当該各号に掲げる事実のあつた日の属する年度
- 四 繰延資産については、その増減又は異動の発生の原因である事実の生じた日の属する年度。ただし、これにより難い場合においては、その原因である事実を確認した日の属する年度
- 五 資本並びに固定負債及び流動負債の増減については、現金の受入、払出及び振替のあつた日又は債務の発生の原因である事実を確認した日の属する年度
- 六 繰延収益については、その増減又は異動の発生の原因である事実の生じた日の属する年度

(資産)

第十四条 地方公営企業の資産は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区

る区分による。

- 一 有形固定資産及び流動資産に属するたな卸資産については、その受入、引渡、振替又は廃棄のあつた日の属する年度
- 二 無形固定資産については、その受入、引渡、償却又は消滅のあつた日の属する年度
- 三 前二号に掲げる資産の増減又は異動に伴う債権又は債務については、当該各号に掲げる事実のあつた日の属する年度
- 四 繰延勘定については、その増減又は異動の発生の原因である事実の生じた日の属する年度。但し、これにより難い場合においては、その原因である事実を確認した日の属する年度
- 五 資本及び負債の増減については、現金の受入、払出及び振替のあつた日又は債務の発生の原因である事実を確認した日の属する年度

(新設)

(未収及び未払)

第十三条 地方公営企業の現金の収支を伴う収入及び支出のうち、その債権又は債務の確定の際直ちに現金の収納又は支払をしないものについては、未収又は未払として計理しなければならない。

(資産)

第十四条 地方公営企業の資産は、固定資産、流動資産及び繰延勘定に区

分する。

(資本及び負債)

第十五条 地方公営企業の資本は、資本金及び剰余金に区分し、剰余金は

資本剰余金及び利益剰余金に区分する。

2 地方公営企業の負債は、固定負債、流動負債及び繰延収益に区分する。

分する。

(資本及び負債)

第十五条 地方公営企業においては、前条に規定する資産の金額から負債

(建設又は改良に要する資金に充てるために発行する企業債を除く。以下本条において同じ。)の金額を控除した額をもつて資本とし、欠損金の処理のための企業債及びその他の負債をもつて負債とする。

2 資本は 資本金及び剰余金に、資本金は自己資本金及

び借入資本金に、剰余金は資本剰余金及び利益剰余金に区分する。

3 負債は、固定負債及び流動負債 に区分する。

(勘定の区分)

第十六条 地方公営企業においては、損益勘定、資産勘定、資本勘定、負債勘定その他必要な整理勘定を設けるものとする。

2 損益勘定においては、収益勘定及び費用勘定に区分し、その収益及び費用の内容を明らかにするものとする。

3 資産勘定においては資産の、資本勘定においては資本の、負債勘定においては負債のそれぞれの増減及び異動並びに現在高を明らかにするものとする。

4 整理勘定を設ける場合においては、企業の施設の建設及び改良に伴う資産の増減の過程又は用品その他の資産の生産、製作、修理、加工、購入、保管又は運搬に要する経費の計算及びこれらの費用の振替の過程を

明らかにするものとする。

5 第二項及び第三項に規定する勘定科目の区分は、総務省令で定めるところにより、管理者が定めるものとする。

(予算)

第十七条 地方公営企業の予算には、左の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 業務の予定量
  - 二 予定収入及び予定支出の金額
  - 三 継続費
  - 四 債務負担行為
  - 五 企業債
  - 六 一時借入金限度額
  - 七 予定支出の各項の経費の金額の流用
  - 八 議会の議決を経なければ流用することのできない経費
  - 九 一般会計又は他の特別会計からの補助金
  - 十 利益剰余金の処分
  - 十一 たな卸資産購入限度額
  - 十二 重要な資産の取得及び処分
- 2 前項第二号に掲げる予定収入及び予定支出は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出に大別し、さらにこれらを款項に区分するものとする。
- 3 第一項の予算の様式は、総務省令で定める。

(予算に関する説明書)

第十七条の二 法第二十五条に規定する政令で定める予算に関する説明書は、次に掲げるものとする。

一 予算の実施計画

二 予定キャッシュ・フロー計算書

三 給与費明細書

四 継続費に関する調書

五 債務負担行為に関する調書

六 当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

2 前項第一号から第五号までに掲げる書類の様式は、総務省令で定める。

(予算に関する説明書)

第十七条の二 法第二十五条に規定する政令で定める予算に関する説明書は、次に掲げるものとする。

一 予算の実施計画

二 資金計画

三 給与費明細書

四 継続費に関する調書

五 債務負担行為に関する調書

六 当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

2 前項第一号から第五号までに掲げる書類の様式は、総務省令で定める。

(予算の執行)

第十八条 管理者は、地方公営企業の予算の執行について、地方公営企業の適切な経営管理を確保するため、必要な計画を定め、これに従って地方公営企業の予算を執行するものとする。

2 予定支出の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互に流用することができない。ただし、予定支出の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合限り、予算の定めるところにより流用することができる。

3 予定支出の経費のうち予算で定める経費の金額と当該経費以外の経費

の金額の間において相互に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

4 法第二十九条第一項の規定による一時の借入れの限度額は、予算で定めなければならない。

5 法第二十四条第三項に規定する場合を除くほか、管理者は、支出の予算がなく、かつ、予備費支出、費目流用その他財務に関する規定により支出することができない場合においては、支出することができない。ただし、現金の支出を伴わない経費については、この限りでない。

(継続費)

第十八条の二 地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもつて翌事業年度の五月三十一日までに報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第二十六条第一項又は第二項の規定により繰り越したものである場合には、その繰り越された年度）が終了した場合においては、継続費精算報告書を作成し、法第三十条第一項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長

は、法第三十条第六項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならない。

3 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、総務省令で定める。

(予算の繰越)

第十九条 法第二十六条第三項の規定により管理者が地方公共団体の長に對してすべき報告は、総務省令で定める様式により、繰越計算書（継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書）をもつて、翌事業年度の五月三十一日までにしなければならない。

(二以上の地方公営企業に関連する収益又は費用の整理)

第二十条 二以上の地方公営企業を通じて一の特別会計をもつて経理する場合における各地方公営企業に関連する収益又は費用は、当該事業年度における各地方公営企業に専属する収益又は費用の総額等によつてこれをあん分し、それぞれ当該地方公営企業の収益又は費用に整理しなければならない。但し、一の特別会計をもつて経理する二以上の地方公営企業のうち一がその規模において他のものに比し著しく大きい場合その他特別の事由がある場合においては、一の地方公営企業が各地方公営企業に関連する収益及び費用の全額をそれぞれ当該地方公営企業の収益及び費用に整理することを妨げない。

(収益的支出と資本的支出とに関連する費用の整理)



第二十一条 地方公営企業の営業費及び建設改良費に関連する費用は、当該事業年度における営業費及び建設改良費の総額等によつてこれをあん分し、それぞれ営業費及び建設改良費に整理するものとする。但し、建設改良費の総額が営業費の総額に比して著しく少ない場合その他特別の事由がある場合においては、地方公営企業の営業費及び建設改良費に関連する費用の全額を営業費に整理することを妨げない。

第二十一条の二（第二十二條の六）（略）

（決算に併せて提出すべき書類）

第二十三条 法第三十條第一項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同條第六項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

第二十三条 法第三十條第一項の規定により管理者が決算にあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類は

、収益費用

明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

（利益の処分）

第二十四条 事業年度末日において企業債を有する地方公営企業は、毎事業年度生じた利益のうち法第三十二條第一項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「欠損金補てん残額」という。）の二十分の一を下らない金額（企業債の額からすでに積み立てた減積立金の積立額を控除した額が欠損金補てん残額の二十分の一に満たない地方公営企業にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、

---

減債積立金として積み立てなければならない。

2 事業年度末日において企業債を有しない地方公営企業及び前項の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた地方公営企業は、欠損金補てん残額の二十分の一を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した地方公営企業にあつては、欠損金補てん残額の二十分の一から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てなければならない。

3 第一項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある地方公営企業は、前項の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。

4 法第三十二条第二項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

5 前項に規定する積立金をその目的以外の用途に使用しようとする場合においては、議会の議決を経なければならない。

（資本剰余金の取崩し）

第二十四条の二 資本剰余金に整理すべき資金をもつて取得した資産で総務省令で定めるものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

---

(欠損の処理)

第二十四条の三 法第三十二条の二の規定により前事業年度から繰り越した利益をもつて欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもつてうめるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもつて欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、第二十四条第四項に規定する積立金をもつてうめ、なお欠損金に残額があるときは、議会の議決を経て、資本剰余金(前条の規定により取り崩すことができる部分を除く。)をもつてうめることができる。

(自己資本金への組入れ)

第二十五条 減債積立金を使用して借入資本金である企業債を償還した場合においては、その使用した減債積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。

2 第二十四条第四項の規定により地方公営企業の建設又は改良を行うため積み立てた積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。

3 第二十四条第四項の規定により積み立てた積立金を使用して借入資本金である法第十七条の二第一項又は法第十八条の二第一項の規定により長期の貸付けを受けた金額を償還した場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。

(繰延資産として整理できる損失)

第二十五条 鉄道事業については、鉄道に係る災害による損失が多額であつてその全額を当該災害の生じた事業年度において負担することが困難な場合には、当該損失に相当する額の全部又は一部を繰延資産として整理することができる。

2 前項の繰延資産は、当該繰延資産を計上した事業年度の翌事業年度以降五事業年度以内に毎事業年度均等額以上を償却しなければならない。

<p>(繰延収益として整理する補助金等)</p> <p>第二十六条 減価償却を行うべき固定資産（固定資産のうち、土地、立木その他総務省令で定めるもの以外のものをいう。）の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（次項において「補助金等」という。）の交付を受けた場合においては、その交付を受けた金額に相当する額を、繰延収益として整理しなければならない。</p> <p>2 前項の繰延収益は、補助金等により取得し又は改良した固定資産の減価償却又は除却を行う際に、当該固定資産の減価償却費又は残存価額に相当する額に当該固定資産の減価償却又は除却を行う日の直前における当該固定資産の帳簿価額に対する同日の直前における当該固定資産に係る繰延収益の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない。</p>	<p>(繰延勘定として整理できる損失及び費用)</p> <p>第二十六条 災害に因る事業用資産の損失が多額であつてその全額を当該災害のあつた事業年度において負担することができない場合においては、その損失の全部又は一部を繰延勘定として整理することができる。</p> <p>2 将来の事業年度に影響する次の各号に掲げる営業経費は、その全部又は一部を繰延勘定として整理することができる。</p> <p>一 企業債発行差金</p> <p>二 開発費</p> <p>三 試験研究費</p> <p>四 退職給与金</p> <p>3 前二項の繰延勘定は、当該繰延勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降五事業年度以内（企業債発行差金については、当該企業債の償還期限内）に毎事業年度均等額以上を償却しなければならない。</p> <p>第二十六条の二（第二十八条）（略）</p> <p>(総務省令への委任)</p> <p>第二十九条 この政令に定めるものを除く外、地方公営企業の財務に関し必要な事項は、総務省令で定める。</p>
--	---

改正案	現行
<p>（起債に協議を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）</p> <p>第十五条 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。</p> <p>一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第二項の流動負債（以下この号及び次号において「流動負債」という。）の額から次に掲げる額の合算額を控除した額</p> <p>イ 建設改良費等（公営企業の建設又は改良に要する経費及び当該経費に準ずる経費として総務省令で定める経費をいう。以下この号、次号及び次条第一項第三号において同じ。）の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額</p> <p>ロ 建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額</p>	<p>（起債に協議を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）</p> <p>第十五条 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。</p> <p>一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第三項の流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費（次号において「建設改良費」という。）に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額を控除した額</p>

ハ 当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起すこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

二 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高から当該地方債のうち同日において流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

2  
(略)

二 当該年度の前年度の末日における建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費以外の経費（次条第一項第三号において「建設改良費等以外の経費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の現在高

三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

2 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

（起債に協議を要する法非適用企業の判定のための 資金の不足額の算定方法等）

第十六条 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

二 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の

第二十六条 (略)

2 (略)

前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかった部分に相当する額を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

2 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

(起債に許可を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等)

第二十六条 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合算額が同項第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

2 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、公営競技以外の事業を行う法適用企業にあつては当該年度の前年度の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額に十分の一を乗じて得た額とし、公営競技を行う法適用企業にあつては零とする。

(様式の総務省令への委任)

第三十二条 第二条第二項の協議書、第十七条第二項の届出書並びに第二

(経過措置)

第三十二条の二 地方公営企業法第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業に係る会計処理の基準が同法の規定に基づく命令の制定又は改廃により変更された場合においては、第十五条及び第二十六条の規定の適用について、総務省令で、その変更に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

十一条第二項及び第二十八条第一項の申請書の様式は、総務省令で定める。

(新設)

(募集の方法による地方債証券の発行)

第三十三条 地方公共団体は、募集の方法によつて地方債証券を発行する場合においては、地方債証券申込証を作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十四 (略)

2 地方債証券の募集に応じようとする者は、前項の地方債証券申込証にその取得しようとする地方債証券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印するものとする。



改正案	現行
<p>（連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額の算定方法）</p> <p>第三条 法第二条第二号ロに規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額</p> <p>イ 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第二項の流動負債（以下この条及び次条において「流動負債」という。）の額から次に掲げる額の合算額を控除した額</p> <p>（1） 建設改良費等（公営企業の建設又は改良に要する経費及び当該経費に準ずる経費として総務省令で定める経費をいう。以下この条及び次条において同じ。）の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額</p> <p>（2） 建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整</p>	<p>（連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額の算定方法）</p> <p>第三条 法第二条第二号ロに規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額</p> <p>イ 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第三項の流動負債の額（以下この条及び次条において「流動負債の額」という。）から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費（以下この条及び次条において「建設改良費」という。）に係るもののうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととして整理されているものの額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額</p>

理されているものの額

(3) 当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起すこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

(4) 当該年度の前年度の末日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額

ロ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第二号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額（以下この条及び次条において「流動資産の額」という。）から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から次に掲げる額の合算額を控除した額

(1) 建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債のうち、当

ロ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第二号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額（以下この条及び次条において「流動資産の額」という。）から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設改良費に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起すこととしてい

該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(2) 建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(3) 当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

(4) 当該年度の前年度の末日における土地の売払代金としての前受金の額

(5) 当該年度の前年度の末日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額

ロ (略)

ハ (略)

るものの額、同日における土地の売払代金としての前受金の額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 地方財政法施行令第十五条第一項第二号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額、同日における土地評価差額（販売を目的として所有する土地（売買契約の申込みの勧誘を行っていないものを除く。）を売却した場合に見込まれる収入の額として総務省令で定めるところにより算定した額（以下この条及び次条において「土地収入見込額」という。）が当該土地の帳

三  
(略)

簿価額に満たない場合における当該満たない部分の金額及び販売を目的として所有する土地であつて売買契約の申込みの勧誘を行つていないものの帳簿価額の合算額をいう。次条において同じ。)及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳出額

ロ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の決算における歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)

四  
(略)

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳出額

ロ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の決算における歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)

ニ 当該年度の前年度の末日における土地収入見込額

2 前項の規定により算定した資金の不足額の全部又は一部が、公営企業に係る施設の建設改良費等に

の財源に充てるために起こした地

方債の元金償還金で当該年度の前年度までに償還されたものの合計額が当該施設に係る当該年度の前年度までの減価償却費の額の合計額を超えていることその他これに準ずる事由として総務省令で定める事由により生じているものであると認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、法第二条第二号ロに規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、同項の規定により算定した額から、これらの事由により生じている資金の不足額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

(連結実質赤字比率の算定に用いる資金の剰余額の算定方法)

第四条 法第二条第二号ニに規定する政令で定めるところにより算定した資金の剰余額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び同日における

2 前項の規定により算定した資金の不足額の全部又は一部が、公営企業に係る施設の建設改良費等（建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費をいう。）の財源に充てるために起こした地

方債の元金償還金で当該年度の前年度までに償還されたものの合計額が当該施設に係る当該年度の前年度までの減価償却費の額の合計額を超えていることその他これに準ずる事由として総務省令で定める事由により生じているものであると認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、法第二条第二号ロに規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、同項の規定により算定した額から、これらの事由により生じている資金の不足額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

(連結実質赤字比率の算定に用いる資金の剰余額の算定方法)

第四条 法第二条第二号ニに規定する政令で定めるところにより算定した資金の剰余額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び同日における

資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から次に掲げる額の合算額を控除した額

(1) 建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(2) 建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(3) 当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るものうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

(4) 当該年度の前年度の末日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額

ハ 地方財政法施行令第十五条第一項第二号に掲げる額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロからホまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に

資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設改良費に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ハ 地方財政法施行令第十五条第一項第二号に掲げる額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロからホまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に

繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額、同日における土地評価差額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から次に掲げる額の合算額を控除した額

(1) 建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(2) 建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(3) 当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

(4) 当該年度の前年度の末日における土地の売払代金としての前受金の額

(5) 当該年度の前年度の末日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額

ハ 地方財政法施行令第十五条第一項第二号に掲げる額

繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額、同日における土地評価差額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設改良費に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額、同日における土地の売払代金としての前受金の額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ハ 地方財政法施行令第十五条第一項第二号に掲げる額

ニ 販売を目的とする土地の取得及び造成に係る経費並びにこれに準ずる経費として総務省令で定める経費（以下この号及び第四号において「土地造成等経費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度の末日における現在高から当該地方債のうち同日において流動負債として整理されているもの同日における現在高を控除した額

ホ 土地造成等経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金の当該年度の前年度の末日における現在高から当該長期借入金のうち同日において流動負債として整理されているもの同日における現在高を控除した額

三 (略)

四 (略)

ニ 販売を目的とする土地の取得及び造成に係る経費並びにこれに準ずる経費として総務省令で定める経費（以下この号及び第四号において「土地造成等経費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度の末日における現在高

ホ 土地造成等経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金の当該年度の前年度の末日における現在高

三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）

ロ 当該年度の前年度の決算における歳出額

ハ 地方財政法施行令第十六条第一項第三号に掲げる額

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハからへまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を



除く。)

ロ 当該年度の前年度の末日における土地収入見込額

ハ 当該年度の前年度の決算における歳出額

ニ 地方財政法施行令第十六条第一項第三号に掲げる額

ホ 土地造成等経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度の末日における現在高

ヘ 土地造成等経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金  
の当該年度の前年度の末日における現在高

(早期健全化基準)

第七条 法第二条第五号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 次条第一号イに定める数値に四十分の一を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値

ロ 道府県 八十分の三

ハ 市町村及び特別区 五分の一に当該市町村及び特別区について地方財政法施行令第八条第二項の規定により算定した額を標準財政規模の額で除して得た数値を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値

ニ 連結実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 前号イに定める数値に二十分の一を加えて得た数値

ロ 道府県 八十分の七

ハ 市町村及び特別区 前号ハに定める数値に二十分の一を加えて得た数値

三 実質公債費比率 百分の二十五

四 将来負担比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都道府県及び指定都市 百分の四百

ロ 指定都市を除く市町村及び特別区 百分の三百五十

(財政再生基準)

第八条 法第二条第六号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 次に掲げる額の合算額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

(1) 当該年度の前年度の標準財政規模の額のうち地方財政法施行令第十三条第一号イに掲げる額に相当する額に二十分の一を乗じて得た額

(2) 当該年度の前年度の標準財政規模の額のうち地方財政法施行令第十三条第一号ロに掲げる額に相当する額に五分の一を乗じて得た額

ロ 道府県 二十分の一

(資金不足比率の算定に用いる資金の不足額)

第十六条 第三条(第一項第一号イ(4)及び第二号イ(5)を除く。)の規定は、法第二十二條第二項に規定する政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額について準用する。この場合において、  
第三条第一項第一号ハ

中「相当する額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額」とあるのは「相当する額」と、同項第二号ハ

中「相当する額、」とあるのは「相当する額及び」と、「同じ。」及び同日における資産の額のうち連結

ハ 市町村及び特別区 五分の一

二 連結実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 前号イに定める数値に十分の一を加えて得た数値

ロ 道府県 二十分の三

ハ 市町村及び特別区 十分の三

三 実質公債費比率 百分の三十五

(資金不足比率の算定に用いる資金の不足額)

第十六条 第三条の規定

は、法第二十二條第二項に規定する政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額について準用する。この場合において、

第三条第一項第一号イ中「もの額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額」とあるのは「もの額」と、同号ハ中「相当する額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額」とあるのは「相当する額」と、同項第二号イ中「もの額、」とあるのは「もの額及び」と、「前受金の額

及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額」とあるのは「前受金の額」と、同号ハ中「相当する額、」とあるのは「相当する額及び」と、「同じ。」及び同日における資産の額のうち連結

実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額」とあるのは「同じ。」と読み替えるものとする。

(資金不足比率の算定に用いる事業の規模)

第十七条 法第二十二條第二項に規定する政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十五條第一項の資本の額(第四号において「資本の額」という。)及び同条第二項の負債の額(同号において「負債の額」という。)の合算額

三(四) (略)

実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額」とあるのは「同じ。」と読み替えるものとする。

(資金不足比率の算定に用いる事業の規模)

第十七条 法第二十二條第二項に規定する政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法適用企業(宅地造成事業のみを行うものを除く。)に係る特別会計 当該年度の前年度の営業収益の額(当該年度の前年度において、当該法適用企業に係る施設の管理を指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。)に行わせた場合で同法第二百四十四條の二第八項の規定により利用料金(同項に規定する利用料金をいう。以下この条において同じ。))を当該指定管理者の収入として收受させたときにあつては、当該営業収益の額及び当該年度の前年度に当該指定管理者の収入として收受させた利用料金の額の合計額に相当する額の合算額)から受託工事収益の額を控除した額

二 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十五條第二項の資本の額(第四号において「資本の額」という。)及び同条第三項の負債の額(同号において「負債の額」という。)の合算額

三(四) (略)

<p>第二十八条 地方公営企業法第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業に係る会計処理の基準が同法の規定に基づく命令の制定又は改廃により変更された場合においては、第三条第一項第一号及び第二号（第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四条第一号及び第二号、第七条第二号及び第四号、第八条第二号、第十条第一号及び第二号並びに第十九条の規定の適用について、総務省令で、その変更に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p>	<p>（経過措置）</p> <p>（経営健全化基準）</p> <p>第十九条 法第二十三条第一項に規定する政令で定める数値は、五分の一（公営競技を行う法適用企業にあつては、零）とする。</p> <p>（新設）</p>
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十四年二月一日から施行する。</p> <p>（地方公営企業法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の地方公営企業法施行令（附則第四条において「新令」という。）第十二条、第十四条、第十五条、第十七条の二第一項第二号、第二十三条、第二十五条及び第二十六条の規定（以下「新令第十二条等の規定」という。）は、平成二十六年度の事業年度</p>	

から適用し、平成二十五年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

2 地方公営企業法第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（地方財政法第五条第一号に規定する公営企業をいう。）は、前項の規定にかかわらず、新令第十二条等の規定を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用することができる。

第三条 前条の規定により新令第十二条等の規定が最初に適用される事業年度（次条において「最初適用事業年度」という。）の前事業年度の末日における繰延勘定については、なお従前の例による。

第四条 最初適用事業年度の前事業年度の末日において新令第二十六条第一項に規定する補助金等の金額に相当する額で現に資本剰余金として整理されているものうち、同項に規定する繰延収益として整理すべき額として総務省令で定めるところにより算定した額については、最初適用事業年度の初日において、繰延収益として整理するものとする。

（地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第二条の規定による改正後の地方財政法施行令（次項において「新地方財政法施行令」という。）第十五条第一項及び第二十六条第一項の規定は、平成二十七年以後の年度における地方財政法第五条の三第五項第一号及び第五条の四第三項第一号に規定する当該年度の前年度の資金の不足額（以下この条において「当該年度の前年度の資金の不足額」という。）の算定について適用し、平成二十六年以前の年度における当該年度の前年度の資金の不足額の算定については、なお従前の例による。

2 附則第二条第二項の規定により新令第十二条等の規定を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する同項に規定する公営企業に係る当該年度の前年度の資金の不足額の算定については、前項の規定にかかわらず、それぞれ平成二十五年度又は平成二十六年度から新地方財政法施行令第十五条第一項及び第二十六条第一項の規定を適用するものとする。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第三条の規定による改正後の地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(以下この条において「新健全化令」という。)第三条第一項第一号及び第二号(これらの規定を新健全化令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)、第四条第一号及び第二号並びに第十七条第二号の規定は、平成二十七年以後の年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号ロに規定する資金の不足額、同号ニに規定する資金の剰余額、同法第二十二条第二項に規定する当該年度の前年度の資金の不足額及び同項に規定する当該年度の前年度の事業の規模(以下この条において「資金の不足額等」という。)の算定について適用し、平成二十六年以前年度の年度における資金の不足額等の算定については、なお従前の例による。

2 附則第二条第二項の規定により新令第十二条等の規定を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する同項に規定する公営企業に係る資金の不足額等の算定については、前項の規定にかかわらず、それぞれ平成二十五年度又は平成二十六年から新健全化令第三条第一項

第一号及び第二号、第四条第一号及び第二号並びに第十七条第二号の規定を適用するものとする。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第七条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中地方公営企業法施行令第二十五条の改正規定を削る。



○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第二百七十二号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方公営企業法施行令の一部改正）</p> <p>第二条 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十四条の見出しを「（特定目的の積立金）」に改め、同条中第一項から第三項までを削り、第四項を第一項とし、同条第五項中「に規定する」を「の規定により積み立てた」に改め、同項を同条第二項とする。</p> <p>第二十四条の二及び第二十四条の三を削る。</p> <p>（削除）</p>	<p>（地方自治法施行令の一部改正）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（地方公営企業法施行令の一部改正）</p> <p>第二条 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十四条の見出しを「（特定目的の積立金）」に改め、同条中第一項から第三項までを削り、第四項を第一項とし、同条第五項中「に規定する」を「の規定により積み立てた」に改め、同項を同条第二項とする。</p> <p>第二十四条の二及び第二十四条の三を削る。</p> <p>第二十五条第一項を削り、同条第二項中「第二十四条第四項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二十四条第四項」を「前条第一項」に、「法第十七条の二第一項又は」を「企業債又は法第十七条の二第一項若しくは」に改め、同項を同条第二項とする。</p>

(保育所に係る居室の床面積の特例の適用)

第三条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(地方公営企業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第六条の規定による改正前の地方公営企業法第三十二条第一項の規定により積み立てられている減債積立金又は利益積立金は、第二条の規定による改正後の地方公営企業法施行令第二十四条第一項の規定により積み立てられている積立金とみなして、同令の規定を適用する。